

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月29日

福岡県知事 殿

提出者

住所 福岡県中間市中間一丁目1番1号  
 氏名 中間市環境上下水道部  
 代表者 中間市長 福田 浩  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 093-245-0257

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中間市環境上下水道部 上水道課 唐戸浄水場
事業場の所在地	福岡県中間市中間二丁目5番13号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

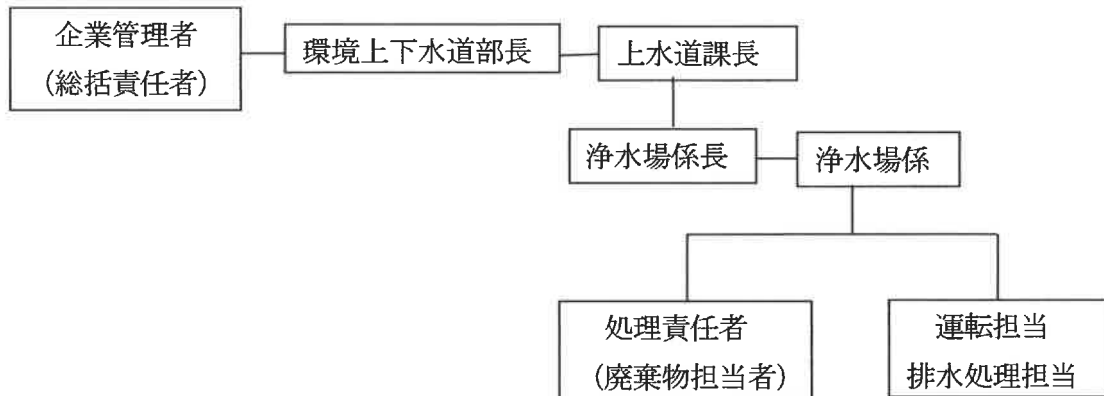
①事業の種類	上水道業
②事業の規模	給水量 4,300,000m <sup>3</sup> /年
③従業員数	7人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>[浄水処理工程]</p> <p>取水→着水井→生物処理池→沈澱池→ろ過池→浄水池→送水</p> <p>↓排泥 ↓排泥 ↓洗浄排水</p> <p>濃縮槽←排泥槽</p> <p>↓汚泥 (産業廃棄物排出量の把握地点)</p> <p>天日乾燥床 (天日乾燥) → 委託処理 (焼却, セメント原料化, 混練, 混合)</p> <p>汚泥運搬 (処理委託量の把握地点)</p>

(日本工業規格 A列4番)



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	7,293 t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市浄水場における浄水汚泥（濃縮汚泥）の減量化対策は、薬品使用量（凝集剤・粉末活性炭）の低減が主である。</li> <li>・その取組みとして、浄水処理工程における適正な薬品注入を行うため、原水水質に応じた適正注入を図り、過剰注入を防止している。</li> </ul>		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	6,000 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリプトスポリジウム等耐塩素生物対策による浄水の濁度管理と、異臭味障害対策により、薬品使用量（凝集剤・粉末活性炭）が近年増加傾向にありますが、原水水質に応じた適正注入を図り、過剰注入を防止する取組を今後も実施する。</li> </ul>		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	6, 995 t	t
	(これまでに実施した取組) ・天日乾燥床への投入状況を記録し、脱水効率の向上を検討すると共に天日乾燥床投入後の延べ乾燥日数を延長し含水率の低減を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5, 600 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取組みを今後も実施する。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	298 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用者への処理委託量	298 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・全量を再生利用者へ処理委託し、セメント原料等に有効利用している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	400 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	400 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き再生利用業者へ処理委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。